平成２５年（フ）第１８１号
岡山市南区福田578番地28
債務者　犬飼里余子（旧姓広門）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８９号
岡山市南区東畦59番地29
債務者　髙畠　由子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９４号
岡山市北区大安寺南町１丁目９番30号
債務者　辻　　信一
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２００号
岡山市南区泉田１丁目11番11－３号
債務者　原田　早苗
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３号
岡山市南区妹尾1193番地６
債務者　村山　　稔（旧姓森定）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８１号
東京都昭島市拝島町３丁目９番１―605号
債務者　本田　鶴義
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
熊本県球磨郡球磨村大字渡乙400番地８、住民票上の住所熊本県八代市西片町2314番地１201
債務者　嶽本　　薫
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第１７号
熊本県球磨郡球磨村大字渡乙400番地８、住民票上の住所熊本県八代市西片町2314番地１201
債務者　嶽本　亜紀
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第４８号
長崎県佐世保市保立町275番地20、旧住所神奈川県川崎市川崎区殿町１丁目９番３号
債務者　寺尾　　恵
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
長崎県佐世保市高梨町21番13号　メゾン高梨101号室
債務者　松永　一美
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
長崎県佐世保市小佐々町臼ノ浦549番地３、旧住所長崎県佐世保市小佐々町小坂１番地19
債務者　金子　春二
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
長崎県佐世保市吉井町福井1039番地２
債務者　藤原　　稔
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
釧路市昭和北１丁目４番11号
債務者　田村　重市
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２６８号
静岡県焼津市利右衛門1998番地の１ルミエールＫ101号、旧住所静岡県焼津市高新田1903番地の４オーシャンヒルズＡ―101
債務者　酒井　和美
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目７番５―101号　仲里アパート
債務者　上原　和則
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第５９号
沖縄県うるま市字田場1797番地　長浜アパート101
債務者　上地産業こと　上地　一弘
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部